

森林整備加速化・林業再生事業補助金交付要綱

平成 21 年 10 月 26 日付け
21 林第 402 号農林水産部長通知
(最終改定平成 27 年 4 月 1 日)

(通則)

第 1 県産木材の生産体制の確立と林業・木材産業の再生を図るため、林野庁長官又は知事が別に定める事業実施要領等に基づいて実施される森林整備加速化・林業再生事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 第 1 に規定する森林整備加速化・林業再生事業に要する経費及びこれに対する補助率は別表 1 から 3 に定めるところによる。

(申請手続)

- 第 3 規則第 3 条の規定による申請書及び添付書類の様式は別記様式第 1 号のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。
- 2 前項の規定による申請書を提出するにあたって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、その金額が明らかな場合は、これを減額して交付しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
 - 3 前項の規定による申請書の提出時期は、知事が別に定める日までとする。
 - 4 規則第 4 条の規定による交付の決定は別記様式第 2 号によるものとする。

(申請の取り下げ)

第 4 規則第 7 条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

- 第 5 補助事業者は、別表 1 から 3 の承認を要する変更の欄に掲げる変更及び補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、別記様式第 3 号による変更（中止、廃止）承認申請書 1 部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(事業遅延の報告)

第6 補助事業者等は、補助事業等が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7 補助事業者等は、毎月末日に別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、その翌月の5日までに知事へ1部提出しなければならない。

(実績報告)

第8 規則第13条の規定による実績報告書及び添付書類の様式は、別記様式第5号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 第3第2項ただし書きの規定による申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する以前において、第3第2項ただし書きの規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第6の規定に基づき、変更の承認を受けなければならない。

3 第3第2項ただし書きの規定による申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ)の日から20日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日(前項ただし書きの事業にあっては別に定める日)までとする。

(補助金の額の確定)

第9 知事は、規則第14条に基づき補助金の額を確定したときは、別記様式第7号により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

(補助金の交付)

第10 補助金は、補助事業の完了後、請求書に基づき交付する。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

2 前項に規定する請求書の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

(検査等)

第11 知事は、補助事業者に対して補助事業に関し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(財産の処分の制限)

第12 規則第20条ただし書きに規定する知事が定める期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部を納付させることがある。

4 補助事業者は、補助事業により設置した別表4の施設等が同表の転用制限基準の欄に掲げる転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けることとし、知事は、当該施設等設置に要した補助金の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の提出)

第13 規則及びこの要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

一 補助事業者の所在地が名古屋市であるときは、農林水産部農林基盤局に、その他の市又は町村であるときは、所轄の農林水産事務所に提出するものとする。

二 補助事業者が、市町村を除く他の団体で、名古屋市又は2以上の農林水産事務所の管轄区域をその区域とする団体であるときは、農林水産部農林基盤局に、その他の団体であるときは所轄の農林水産事務所に提出するものとする。

(契約等)

第14 地方公共団体以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業者の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 地方公共団体以外の補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(実施細則)

第 1 5 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 24 年 10 月 12 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

I 強い林業・木材産業構築緊急対策

補助の対象			補助率（額）	承認を要する変更	
事業の区分	経費	事業細目（細細目）		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 木材加工流通施設等整備	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人その他知事が認めるものが行う事業細目の欄に掲げる事業に要する経費	1 ストックポイント整備 (1) 剥皮施設 (2) 焼却炉 (3) 山元貯木場管理等 (4) 山元貯木場整備新設 (5) 山元貯木場増設 (6) 山元貯木場改良・舗装 (7) 自走式ウインチ (8) ログローダ (9) グラップル付きトラック (10) グラップル付きバックホウ (11) フォークリフト (12) クレーン (13) 機械保管倉庫 (14) その他 2 間伐材等加工流通施設整備 (1) 木材処理加工施設整備 (2) 木材集出荷販売施設整備	事業費の2分の1以内とする。	事業費の30パーセントを超える変更	事業細目の新設又は廃止
2 木造公共施設等整備	地域協議会の構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年9月14日政令第203号）第1条に掲げる施設を整備するものが行う事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 木造公共施設等整備 (1) 木造施設 (2) 木質内装 (3) 木製外構施設 (4) その他	事業費の2分の1以内とする。	事業費の30パーセントを超える変更	事業細目の新設又は廃止

別表 2

II 林業成長産業化総合対策

補助の対象			補助率(額)	承認を要する変更	
事業の区分	経費	事業細目(細細目)		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 地域協議会の運営等	地域協議会が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 地域協議会の設立・運営 (1) 協議会開催 (2) その他 2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成、その他事業実施のための調査 (1) 事業要望調査・整理 (2) 事業計画の素案等作成 (3) 事業計画等進行政管理 (4) 事業計画等フォローアップ (5) その他 3 原木の安定的な需給に必用な調査・分析及び需給コーディネート (1) コンサルタント委託 (2) 広域圏における需給動向調査、分析 (3) 専門家による需給コーディネート (4) その他 4 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取得等の調整 (1) 間伐計画箇所と路網計画の調整 (2) 事業実施に向けた関係者の同意取付	事業費の10分の10以内	事業費の30パーセントを超える変更	事業細目の新設又は廃止

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 間伐材等需給調整会議開催 (4) その他 5 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備に必要な調査・普及・研修等の取組 (1) 原木の生産・流通・加工に関する現況調査 (2) モデル的事業等の普及 (3) 研修会、現地検討会の開催等 (4) コンサルタント委託 (5) その他 6 丈夫で簡素な路網密度を確実に推進するための取組 (1) 設計・技術審査会の設置運営 (2) その他 7 その他事業実施に必要な事業 (1) その他 			
2 木造公共施設等整備	<p>地域協議会の構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年9月14日政令第203号）第1条に掲げる施設を整備するものを行う事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>1 木造公共施設等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 木造施設 (2) 木質内装 (3) 木製外構施設 (4) その他 	<p>事業費の2分の1以内とする。</p>	<p>事業費の30パーセントを超える変更</p>	<p>事業細目の新設又は廃止</p>
3 CLT等新製品・新技術の実証・展	<p>地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、住宅等生産者、林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成す</p>	<p>1 CLT等新製品・新技術の実証・展示支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) CLT等新製品・新技術を用いた建築物の実証等 	<p>事業費の2分の1以内とする。</p>	<p>事業費の30パーセントを超える変更</p>	<p>事業細目の新設又は廃止</p>

示加速 化対策	る団体、大学等の試験 研究機関その他知事が 認めるものが行う事業 細目の欄に掲げる事業 を行うのに要する経費	(2) C L T 等新製 品・新技術を用い た建築物の実証等 の実施に必要な試 験等 (3) 中高層建築物の 木造化・木質化の ために必要な部材 の試験等			
4 木材 加工流 通施設 等整備	地域協議会の構成員 のうち、市町村、森林 組合、生産森林組合、 森林組合連合会、林業 者等の組織する団体、 木材関連業者等の組織 する団体、地域材を利用 する法人、地方公共 団体等の出資する法人 その他知事が認めるも のが行う事業細目の欄 に掲げる事業を行うの に要する経費	1 ストックポイン ト整備 (1) 剥皮施設 (2) 焼却炉 (3) 山元貯木場管理 棟 (4) 山元貯木場整備 新設 (5) 山元貯木場増設 (6) 山元貯木場改 良・舗装 (7) 自走式ウインチ (8) ログローダ (9) グラップル付き トラック (10) グラップル付き バックホウ (11) フォークリフト (12) クレーン (13) 機械保管倉庫 (14) その他 2 間伐材等加工流 通施設整備 (1) 木材処理加工施 設整備 (2) 木材集出荷販売 施設整備 (3) 森林バイオマス 等再利用促進施設 整備	事業費の2分 の1以内とす る。	事業費の 30パーセ ントを超 える変更	事業細 目の新 設又は 廃止
5 木材 の効率 的な供 給に向 けた路 網の整	地域協議会の構成員 のうち、市町村、森林 組合等（森林組合、生 産森林組合、森林組合 連合会をいう。）、森 林整備法人等（森林整	1 林業専用道（規 格相当）整備 (1) 作設 (2) 調査設計 (3) 現場技術業務委 託	1 事業細目 の欄に掲 げる1及び3 の事業に係 わる経費に あつては、そ	1 事業 費の30 パーセ ントを 超える 変更	事業細 目の新 設又は 廃止

備	<p>備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、森林経営計画（森林法第11条に規定する森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画をいう。）に実施主体として定められた者、その他知事が認めるものが事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>(4) その他 2 森林作業道 (1) 作設 (2) その他 3 上記1又は2と一体的に実施する関連条件整備活動 (1) 対象森林の調査 (2) 森林所有者の同意の取り付け (3) その他 4 補強</p>	<p>の10分の10以内とし、整備延長1メートル当たり5万円を上限として別に定める額。 2 事業細目の欄に掲げる2及び3の事業に係る経費にあつては、その10分の10以内とし、整備延長1メートル当たり4,000円を上限として別に定める額。 3 事業細目の欄に掲げる4の事業に係る経費にあつては、その10分の10以内。</p>	2 工事費と事務雑費の合計額の増額	
6 森林境界の明確化	<p>地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業者その他知事が認めるものが事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>1 境界明確化に向けた事前調査 (1) 対象森林の事前調査、整理 2 境界明確化現地調査 (1) 対象森林の測量による境界明確化 3 路網整備の実施に向けた成果の整理</p>	<p>事業費の10分の10以内とし、事業実施面積1ヘクタール当たり4万5,000円以内とする。</p>	事業費の30パーセントを超える変更	事業細目の新設又は廃止

		<p>(1) 測量結果の図面表示</p> <p>(2) 関係者への通知</p> <p>(3) 得られた森林情報（森林所有者及び森林境界に関する情報）の市町村への提出</p>			
7 高性能林業機械等の導入	1 地域協議会の構成員のうち市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、林業事業体、森林整備法人、施業受託者、流域森林・林業活性化センターその他知事が認めるものが行う事業細目の欄に掲げる事業に要する経費	<p>1 高性能林業機械の導入</p> <p>(1) ハーベスタ</p> <p>(2) プロセッサ</p> <p>(3) スキッダ</p> <p>(4) フォワーダ</p> <p>(5) タワーヤーダ</p> <p>(6) スイングヤーダ</p> <p>(7) フェラーバンチヤー</p> <p>(8) その他の高性能林業機械</p> <p>(9) グラップル付きバックホウ</p> <p>(10) 自走式搬器</p> <p>(11) 集材機</p> <p>(12) グラップル付きトラック</p> <p>(13) 機械保管庫</p> <p>(14) その他地域特性に応じた効率的な作業システムを実現するために必要なものと地域協議会が認めるもの</p> <p>ただし、導入する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。</p>	<p>1 素材生産量（機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画）1,000立方メートル当たり200万円とし、その上限は事業費の2分の1とする。</p> <p>（同一事業実施主体が複数台機械を導入する場合は、それぞれの機械に対し適用する。）</p> <p>ただし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を導入する場合は、素材生産量（機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画）1,000立方メ</p>	事業費の30パーセントを超える変更	事業細目の新設又は廃止

			一トル当たり240万円とし、その助成額の上限は2分の1とする。		
--	--	--	---------------------------------	--	--

別表 3

Ⅲ 森林整備加速化・林業再生総合対策事業

補助の対象			補助率（額）	承認を要する変更	
事業の区分	経費	事業細目（細細目）		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 路網の整備	1 事業細目1～4 地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、森林経営計画（森林法第11条に規定する森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用す	1 林業専用道（規格相当）整備 (1) 作設 (2) 調査設計 (3) 現場技術業務委託 (4) その他 2 森林作業道 (1) 作設 (2) その他 3 上記1又は2と一体的に実施する関連条件整備活動 (1) 対象森林の調査 (2) 森林所有者の同意の取り付け (3) その他 4 補強 5 森林所有者情報調査 (1) 森林所有者の特定や準備作業 6 森林境界調査 (1) 対象森林の境界確認及び境界調査 7 路網整備の実施に向けた成果の整理 (1) 調査結果の図面表示 (2) 関係者への通知 (3) 得られた森林情	1 事業細目の欄に掲げる1及び3の事業に係わる経費にあっては、その10分の10以内とし、整備延長1メートル当たり5万円を上限として別に定める額。 2 事業細目の欄に掲げる2及び3の事業に係る経費にあっては、その10分の10以内とし、整備延長1メートル当たり4,000円を上限として別に定める額。 3 事業細目の欄に掲げる4の事業に係る経費にあっては、その10分の	1 事業費の30パーセントを超える変更 2 工事費と事務雑費の合計額の増額	事業細目の新設又は廃止

	<p>る場合を含む。)の認定を受けた者、特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画をいう。)に実施主体として定められた者、その他知事が認めるものが事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 事業細目5～7 地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体及び林業事業体その他知事が認めるものが事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>報(森林所有者及び森林境界に関する情報)の市町村への提出</p>	<p>10以内。</p> <p>4 事業細目の欄に掲げる5から7の事業に係わる経費にあつては、事業費の10分の10以内とし、事業実施面積1ヘクタール当たり4万5,000円以内とする。</p>		
2 高性能林業機械等の導入	<p>地域協議会の構成員のうち市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、林業事業体、森林整備法人、施業受託者、流域森林・林業活性化センターその他知事が認めるものが行う事業細目の欄に掲げる事業に要する経費</p>	<p>1 高性能林業機械の導入</p> <p>(1) ハーベスタ (2) プロセッサ (3) スキッダ (4) フォワーダ (5) タワーヤーダ (6) スイングヤーダ (7) フェラーバンチャー (8) その他の高性能林業機械 (9) グラップル付きバックホウ (10) 自走式搬器 (11) 集材機 (12) グラップル付きトラック (13) 機械保管庫 (14) その他地域特性に応じた効率的な作業システ</p>	<p>素材生産量(機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画)1,000立方メートル当たり200万円とし、その上限は事業費の2分の1とする。(同一事業実施主体が複数台機械を導入する場合は、それぞれの機械に対し適用する。)。ただし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧</p>	<p>事業費の30パーセントを超える変更</p>	<p>事業細目の新設又は廃止</p>

		<p>ムを実現するために必要なものであると地域協議会が認めるもの</p> <p>ただし、導入する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。</p>	<p>ショベルをベースマシンとする機械を導入する場合は、素材生産量（機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画）1,000立方メートル当たり240万円とし、その助成額の上限は2分の1とする。</p>		
3 未利用間伐材利用促進対策	<p>地域協議会の構成員のうち、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人にあって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法（昭和26年第249号）第11条に規定</p>	<p>1 伐倒・集材</p> <p>(1) 不用木の除去（侵入竹を含む）</p> <p>(2) 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう）</p> <p>(3) 支障木やあばれ木等の伐倒</p> <p>(4) 搬出集積</p> <p>(5) その他附帯施設整備</p> <p>ただし、(4)及び(5)については(1)、(2)又は(3)と一体的に整備するものに限る。</p> <p>2 上記1と一体的に実施する関連条件整備活動等</p> <p>(1) 対象森林の調査</p> <p>(2) 森林所有者の同意取り付け</p> <p>(3) その他</p>	<p>1 事業細目の欄に掲げる1の事業に係る経費にあっては、その10分の10以内とし、23万6千円を上限として別に定める額</p> <p>2 事業細目の欄に掲げる2の事業に係る経費のうち、1と一体的に実施する森林作業道の整備にあっては、事業の区分1の事業細目2の森林作業道に準じるものとする。</p> <p>その他の経費にあっては、その10分の10以内とし1万5千円を上限と</p>	<p>事業費の30パーセントを超える変更</p>	<p>事業細目の新設又は廃止</p>

	<p>する森林経営計画をいう。)の認定を受けた者、森林施業計画(森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)による改正前の森林法第11条第4項(旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の認定を受けた森林施業計画をいう。)の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に規定する特定間伐等促進計画をいう。)の間伐実施主体として定められたものその他知事が認めるものが行う事業細目の欄に掲げる事業に要する経費</p>		<p>して別に定める額</p>		
4 木造公共施設等整備	<p>地域協議会の構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年9月14日政令第203号)第1条に掲げる施設を整備するものが行う事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>1 木造公共施設等整備 (1) 木造施設 (2) 木質内装 (3) 木製外構施設 (4) その他</p>	<p>事業費の2分の1以内とする。</p>	<p>事業費の30パーセントを超える変更</p>	<p>事業細目の新設又は廃止</p>
5 木材加工流通施設等整備	<p>地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人その他知事が認めるものが行う事業細目の欄</p>	<p>1 スtockポイント整備 (1) 剥皮施設 (2) 焼却炉 (3) 山元貯木場管理棟 (4) 山元貯木場整備新設 (5) 山元貯木場増設 (6) 山元貯木場改良・舗装</p>	<p>事業費の2分の1以内とする。</p>	<p>事業費の30パーセントを超える変更</p>	<p>事業細目の新設又は廃止</p>

	に掲げる事業を行うのに要する経費	(7) 自走式ウインチ (8) ログローダ (9) グラップル付きトラック (10) グラップル付きバックホウ (11) フォークリフト (12) クレーン (13) 機械保管倉庫 (14) その他 2 間伐材等加工流通施設整備 (1) 木材処理加工施設整備 (2) 木材集出荷販売施設整備 (3) 森林バイオマス等再利用促進施設整備			
6 森林整備加速化・林業再生整備附帯事業	地域協議会が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 地域協議会の設立・運営 (1) 協議会開催 (2) その他 2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成、その他事業実施のための調査 (1) 事業要望調査・整理 (2) 事業計画の素案等作成 (3) 事業計画等進行政管理 (4) 事業計画等フォローアップ (5) その他 3 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な・調査・普及・研修等の取組 (1) 原木の生産・流通・加工に関する	事業費の10分の10以内	事業費の30パーセントを超える変更	事業細目の新設又は廃止

		現況調査 (2) 間伐等需給調整 会議開催 (3) モデル的事業等 の普及 (4) 研修会、現地検 討会の開催等 (5) コンサルタント 委託 (7) その他 4 その他事業実施 に必要な事業 (1) その他			
--	--	--	--	--	--

別表 4

施設等	転用制限基準
林業専用道（規格相当） 森林作業道	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に、その全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難になったとき。
スtockポイント その他土地整備 （大蔵省令に定めるものを除く）	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度において、別紙のとおり森林整備加速化・林業再生事業を実施したいので、補助金
円を交付してください。

（注）別紙は、当該事業の区分ごとに定められた別紙様式第1号～4号によること。

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業交付決定書

番 号
年 月 日

様
(殿)

愛知県知事氏名 印

平成 年 月 日付け<番号>で申請のありました、平成 年度森林整備加速化・林業再生事業補助金については愛知県補助金交付規則第4条の規定により下記のとおり決定します。

- 1 補助金額
- 2 補助金交付にあたっての付すべき条件

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業変更(中止・廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されたく申請します。

なお、補助金 円の追加交付（減額承認）を併せて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止）の内容

- （注）1. 変更にあっては、変更事項ごとに補助金交付申請書の別紙の様式によって変更に係る部分についてのみ上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書きし、その内容が対比できるように作成すること。
2. 中止にあっては、中止しようとする事業内容及び中止期間等を明記すること。
 3. 施設、建物等の変更の場合は、変更設計書を添付すること。

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

このことについて、 月 日現在の事業遂行状況を別添のとおり報告します。

(別紙1)

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業遂行状況（ 月 日現在）

事業区分	事業種目	事業主体	事業内容	直営・請負の別	事業費	契約金額(A) (変更契約金額)	契約年月日 (変更契約年月日)	契約者 (住所)	契約工期		完了 年月日	事業量 (変更事業量)	出来高 (B)	進捗度 (B)/(A)	交付決定年月日 (変更交付決定年月日)	備考
									着工年月日	竣工年月日						
					円	円						円	%			

(注) 木材の効率的な供給に向けた路網の整備及び路網の整備は路線又は路線のまとまりごとに、機械・建物施設は設計書単位ごとに記入する。

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったこの事業について、その実績を別紙のとおり報告します。

（注）別紙は、当該事業ごとに定められた別紙様式第1号～4号によること。

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う返還相当額について（報告）

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあったこの事業について、森林整備加速化・林業再生事業補助金交付要綱第8号第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 愛知県補助金等交付規則（愛知県規則第8号）第14条に基づく補助金の確定額
金 円
- 2 補助金の変更交付決定により減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

様
(殿)

愛知県知事氏名 印

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業補助金の額の確定について (通知)

平成 年 月 日付け 第 号の実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第14条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額

金 円

担当

電話

FAX

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業補助金請求書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記により金 円を交付されたく請求します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 補助金交付決定額 | 円 |
| 2. 概算払受領済額 | 円 |
| 3. 今回請求額 | 円 |
| 4. 残 額 | 円 |

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業補助金概算払請求書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、事業遂行上必要があるので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

年間計画		既受領額		今回請求額		残 額	事業完了 予 定 年 月 日	備 考
事業費	補助金 A	補助金額 B	出来高	補助金額 C	月 日 (第/四半期) までの予定 出来高			
円	円	円	%	円	%	円		

- (注) 1. 予定出来高%は整数未満切り捨てとし、請求金額は予定出来高%以内（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事にあつては、前払い金相当額（ただし、前払金に予定出来高を乗じた額を除く）を加算することができる。なお、この場合は、備考欄にその金額〔前払金〕を記載する）で計上すること。
2. 補助金は、その9割を超えて請求することはできないものとする。
3. 補助金を概算払請求する場合で、不用額が見込まれるときは、残額欄に不用額としてその金額を記載すること。

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び愛知県から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申立てません。

(注) 1. 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2. この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

別紙様式第1号

(対象とする事業の区分 地域協議会の運営等、森林整備加速化・林業再生整備附带事業)

森林整備加速化・林業再生事業交付申請書(実績報告書)別紙 (事業の区分)

1 事業の目的

2 事業の内容

II 林業成長産業化総合対策

事業種目	事業内容
1 地域協議会の設立・運営	
2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成その他事業実施のための調査	
3 需要開拓調査	
4 原木の安定的な需給に必用な調査・分析及びコーディネート	
5 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取得等の調整	
6 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備に必要な調査・普及・研修等の取組	
7 丈夫で簡易な路網整備を確実に推進するための取組	
8 その他事業実施に必要な事業	

Ⅲ 森林整備加速化・林業再生総合対策

事業種目	事業内容
1 地域協議会の設立・運営	
2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成	
3 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な調整・調査・普及・研修等の取組	
4 その他事業実施に必要な事業	

3 事業の効果

4 経費の配分

Ⅱ 林業成長産業化総合対策

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	助成事業 に要する 経費 (A)+(B)	負担区分			備考
			森林整備 加速化・林 業再生事 業費補助 金(A)	申請者負 担金(B)	その他負 担金(C)	
1 地域協議会の 設立・運営						
2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成その他事業実施のための調査						
3 需要開拓調査						
4 原木の安定的な需給に必用な調査・分析及びコーディネート						

5 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取得等の調整						
6 県産材の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な調査・普及・研修等の取組						
7 丈夫で簡易な路網整備を確実に推進するための取組						
8 その他事業実施に必要な事業						
合計						

Ⅲ 森林整備加速化・林業再生総合対策

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	助成事業 に要する 経費 (A)+(B)	負担区分			備考
			森林整備 加速化・林 業再生事 業費補助 金(A)	申請者負 担金(B)	その他負 担金(C)	
1 地域協議会の 設立・運営						
2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成						
3 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な調整・調査・普及・研修等の取組						
4 その他事業実施に必要な事業						
合計						

5 収支予算

II 林業成長産業化総合対策

(1) 収入の部

区分	予算額	備考
森林整備加速化・林業再生事業費補助金	円	
申請者負担金	円	
その他負担金	円	
合計	円	

(2) 支出の部

区分	予算額	経費積算の基礎
1 地域協議会の設立・運営	円	
2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成その他事業実施のための調査		
3 需要開拓調査		
4 原木の安定的な需給に必要な調査・分析及びコーディネート		
5 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取得等の調整		
6 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備に必要な調査・普及・研修等の取組		
7 丈夫で簡易な路網整備を確実に推進するための取組		
8 その他事業実施に必要な事業		
合計	円	

Ⅲ 森林整備加速化・林業再生総合対策

(1) 収入の部

区分	予算額	備考
森林整備加速化・林業再生事業費補助金	円	
申請者負担金	円	
その他負担金	円	
合計	円	

(2) 支出の部

区分	予算額	経費積算の基礎
1 地域協議会の設立・運営	円	
2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成		
3 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な調整・調査・普及・研修等の取組		
4 その他事業実施に必要な事業		
合計	円	

6 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

7 添付書類

地域協議会の会則、会員名簿等

別紙様式第2号

(対象とする事業の区分：木材の効率的な供給に向けた路網の整備、路網の整備、森林境界の明確化、未利用間伐材利用促進対策)

森林整備加速化・林業再生事業交付申請書（実績報告書）別紙
(事業の区分)

1 事業の区分

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区分	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分			
		森林整備加速化 ・林業再生事業費 補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金等 (C)	自己資金等 (D)
事業費	円	円	円	円	円
計					

(2) 事業費明細書（別紙）

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 収支計算（精算）

(1) 収入

区分	予算額	(精算額)	比較		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
内 訳	県補助金				
	市町村費				
	その他				

(2) 支出

区分	予算額	(精算額)	比較		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	

6 添付資料

- (1) 設計書
- (2) 変更設計書（林業専用道（規格相当）、森林作業道の実績報告のみ）
- (3) 完了検査調書（実績報告のみ）

(2) 事業費明細書 (その1)

市町村	事業区分	施工箇所名	工種又は施設区分	事業量	単価	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				工 期	
								国庫補助金 (A)	都道府県 負担金 (B)	市町村 負担金 (C)	その他 負担金 (D)	着工年月日	竣工年月日
					円	円	円	円	円	円	円		
合計													

注) 複数の市町村で事業を実施する場合は、市町村毎の小計を記載すること。

(2) 事業費明細書 (その2)

市町村	事業区分	事業種目		施工箇所名	事業量	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				工 期	
		区 分						国庫補助金 (A)	都道府県 負担金 (B)	市町村 負担金 (C)	その他 負担金 (D)	着工年月日	竣工年月日
		関連 条件 整備	対象森林の調査			円	円	円	円	円	円		
			森林所有者の同意取付										
			その他										
合計													

注) 複数の市町村で事業を実施する場合は、市町村毎の小計を記載すること。

別紙様式第3号

(対象とする事業の区分：高性能林業機械の導入、木材加工流通施設等整備、木造公共施設等整備)

森林整備加速化・林業再生事業交付申請書（実績報告書）別紙
（事業の区分）

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	負担区分			
	森林整備加速 化・林業再生事業 費補助金(A)	市町村費(B)	公庫資金等(C)	自己資金(D)
円	円	円	円	円

(2) 事業費内訳表

総事業費 (A)+(B)+(C)+(D) +(E)	内訳				
	機械器具購入 費(A)	事業雑費(B)	工事費(C)	工事雑費(D)	その他(E)
円	円	円	円	円	円

(3) 事業明細

事業区分	事業内容								事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	負担区分				工期		受益戸数	備考
	事業種目	設計書 番号	事業主体	施行箇所	工種又は 施設区分	構造規格 又は規模	事業量			県費補助 金(A)	市町村費 (B)	公庫資金 等(C)	自己資金 (D)	着工 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日		
							A	B									
計																	

(注)「事業内容」については、各事業計画書の事業種目別工種又は施設区分に基づいて記載すること。

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 収支予算（精算）

（1）収入

区分	予算額	(精算額)	比較		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
事業費の内訳					

（2）支出

区分	予算額	(精算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

5 添付資料

（1）設計書

（2）変更設計書（実績報告のみ）

（3）完了検査調書（実績報告のみ）

別紙様式第4号

(対象とする事業の区分 C L T等新製品・新技術の実証展示加速化対策)

森林整備加速化・林業再生事業交付申請書(実績報告書)別紙
(事業の区分)

1 プロジェクト名

2 プロジェクトの目的

3 実施内容

4 実施スケジュール

項目	実施期間
	～
	～
	～
	～
	～

5 経費の区分

総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			
	森林整備加速 化・林業再生事業 費補助金(A)	自己資金(B)	その他(C)	
円	円	円	円	

6 収支予算

(1) 収入の部

区分	金額	備考
補助金	円	
その他	円	
小計	円	
自己資金	円	
計	円	

(2) 支出の部

区分	金額	内訳	備考
技術者給			
賃金			
謝金			
旅費			
需用費			
消耗品費			
燃料費			
食糧費			
印刷製本費			
高熱水費			
役務費			
通信運搬費			
委託料			
使用料及び賃借料			
合計			

* 区分欄は用途別に適宜細分して記載すること

7 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

8 添付書類

(1) 参考図書

(2) 事業費に関する経費の領収書の写し（実績報告のみ）

(3) 雇用簿や業務日誌等の指導、雇用実績を証明できる書類の写し（実績報告のみ）

(4) 事業実施報告書（実績報告のみ）